



お知らせ版

2017
平成29年

11/15

No.184

| | | | |
|-------------|-----------|--------------|--------------------------------------|
| ■久喜市役所(本庁舎) | 〒346-8501 | 久喜市下早見85-3 | ☎0480-22-1111(代表) / FAX 0480-22-3319 |
| ■久喜市役所第二庁舎 | 〒346-0024 | 久喜市北青柳1404-7 | ☎0480-22-1111(代表) / FAX 0480-22-0300 |
| ■菖蒲総合支所 | 〒346-0192 | 久喜市菖蒲町新堀38 | ☎0480-85-1111(代表) / FAX 0480-85-1806 |
| ■栗橋総合支所 | 〒349-1192 | 久喜市間鎌251-1 | ☎0480-53-1111(代表) / FAX 0480-52-6027 |
| ■鷺宮総合支所 | 〒340-0295 | 久喜市鷺宮6丁目1-1 | ☎0480-58-1111(代表) / FAX 0480-58-2020 |

『広報くき』『広報くきお知らせ版』は、市内各公共施設などに置いています。
また、市ホームページ・マチイロ(スマートフォンアプリ)からも、ご覧になれます。

<http://www.city.kuki.lg.jp/>

お知らせ

公文書館の閲覧室および執務室が移動しました

現在、公文書館では、文書保管庫の増設および施設の経年劣化による公文書館改修工事を行っています。

第1期工事(7月～10月)が終了しましたので、閲覧室および執務室を、1階に移動しました。

引き続き、公文書館では、第2期工事(11月～平成30年1月予定)を行っています。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。問合せ 公文書館公文書係 ☎23・5010

難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

対象 次の要件を全て満たす方
市内在住で18歳未満の方／両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、かつ身体障害者手帳の交付の対象とならない方／補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方

※世帯に一定以上の所得がある方がいる場合または他の法令に基づき助成を受けている場合は対象外

助成内容 新たに補聴器を購入する費用または耐用年数経過後に補聴器を更新する費用の3分の2の額

※補聴器の種類により基準価格が定められています。

申請方法・問合せ 交付申請書に身体障害者福祉法に規定する医師(第15条指定医師)が交付する意見書と補聴器の見積書を添えて、直接、障がい者福祉課自立支援係(内線3248)または各総合支所福祉課(菖蒲・内線141/栗橋・内線248/鷺宮・内線161)へ

埼玉県勤労者支援資金について

県では、勤労者向けの融資制度として「埼玉県勤労者支援資金」を設けています。

対象 子育てや介護に必要な費用、不妊治療費、親族の医療費、扶養するお子さんの教育費、資格取得等を目的とする講座の受講費等

問合せ 県勤労者福祉課 ☎048・830・4518

埼玉県最低賃金の改定

埼玉県最低賃金が10月1日から時間額871円に改定されました。

埼玉県最低賃金は、県内すべての労働者とその使用者に適用されます。(産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります)

問合せ 埼玉労働局賃金室 ☎048・600・6205 / 春日部労働基準監督署 ☎048・735・5227



市民意見提出制度による意見募集

◆第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画(案)

概要 市の障がい者・児施策全般に関する基本的な方向性や目標を定めるとともに、各年度における障害福祉サービス等の見込量およびその確保のための方策を定める。

意見提出期間 11月28日(火)～12月27日(水) 消印有効

意見提出できる方 ①市内在住・在勤・在学者 ②市内で事業を営みまたは活動する方 ③市に対して納税義務を有する方 ④案件に利害関係を有する方

計画(案)の閲覧 市民参加コーナー、市ホームページ「市

民参加」のページで、11月27日(月)からご覧になれます。

市民参加コーナー・意見箱設置場所 市役所1階ロビー、各総合支所、公文書館、ふれあいセンター久喜、中央・東・西・森下・栗橋・鷺宮の各公民館、菖蒲・栗橋の各文化会館、栗橋・鷺宮東・鷺宮西の各コミュニティセンター、菖蒲老人福祉センター、中央・鷺宮の各図書館、毎日興業アリーナ久喜メインアリーナ(第1体育館)、菖蒲・鷺宮の各温水プール、栗橋B&G海洋センター

意見提出方法・問合せ 意見書(市民参加コーナーで配布。市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入の上、意見箱に投入するか、直接または郵送・FAX・Eメールで、障がい者福祉課障がい者福祉係(〒34618501 所在地記入不要/内線3243 / FAX 22・3319 / Eメール shogafukushi@city.kuki.lg.jp)へ

検討結果の公表 提出意見の概要・意見に対する市の考え方・計画(案)の修正内容を市民参加コーナー、市ホームページ等で氏名・住所を除き公表します。

※個別の回答は行いません。